

横浜市監査委員公表第7号

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表
(下水道料金の徴収に関するもの)

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により公表する。

平成24年7月10日

横浜市監査委員

川内 克忠

同

山口 俊明

同

尾立 孝司

同

森 敏明

同

仁田 昌寿

通知内容

住民監査請求(下水道料金の徴収に関するもの)に係る勧告に基づき講じた措置について(通知)

平成24年4月10日監監第26号で通知されました勧告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

[勧告の内容]

市長は、本件請求に係る下水道料金について、徴収すべき使用料金を算定のうえ、必要な措置を90日以内に講じられたい。

[措置結果]

本件請求に係る下水道料金について、スポーツクラブに対し、平成24年4月27日に差額請求の申し入れ通知を発送し、本来の排出量より少なかったと推認される減量認定期間分(平成19年度～22年度の12月分～5月分)について、現在認定している入口管理での排水量(平成23年12月～24年5月分まで)を根拠に差額25,402,781円を確定し、納入通知書により平成24年6月26日に請求しました。

また、今後、今回未請求の減量認定期間分(平成19年度～22年度の6月分～11月分)の使用料金についても、同様の方法で使用料金を確定し平成24年12月中までに、納入通知書により、請求します。